

事 務 連 絡
平成19年2月26日

各県立学校長 様

教育研修課長

コンピュータ等情報機器類の適切な管理について（通知）

現在、学習支援用コンピュータのマザーボード交換作業を実施しておりますが、それに際して同コンピュータの紛失・盗難が報告されました。個人情報等を有する情報機器類の適切な管理や個人情報保護については、これまでも再三に渡り注意喚起がなされてきたところですが、適切な管理について重ねて対応願います。

なお、学校備品に紛失・盗難があった場合、第一報を整備担当課（学習支援用コンピュータの場合は教育研修課）へ電話連絡するとともに、【岐阜県立高等学校管理規則第三十一条】及び【岐阜県立特殊教育諸学校管理規則第二十七条】により教育財務課等へ、【岐阜県会計規則第二百三条】により出納管理課へ、それぞれ報告する等、手続きに遺漏ないよう願います。

関連通知文

平成14年8月9日付 教総第298号 <http://gakuen.gifu-net.ed.jp/~contents/tyo/298.pdf>

平成16年9月13日付 教研第396号 <http://gakuen.gifu-net.ed.jp/~contents/tyo/396.pdf>

平成17年6月10日付 教研第181号 <http://gakuen.gifu-net.ed.jp/~contents/tyo/181.pdf>

教育研修課 情報化推進担当	
チーフ：藤田	担当：小栗
TEL 058-271-3457	

< 追伸・参考 >

- ・ 本通知は、パソコン等の情報関係機器の管理の徹底及び盗難・忘失等不測時の対応について適正な手続きをお願いする事務連絡通知ですので、盗難等緊急時の速報は、別途それぞれの所管課へ報告が必要です。
- ・ 【岐阜県立高等学校管理規則第三十一条】及び【岐阜県立特殊教育諸学校管理規則第二十七条】に基づく教育委員会への報告の様式は、レンタイのパブリックホルダ(10) 掲示板・(135) 便利な一覧・(30) 各種様式集(380) 教育委員会の中に示されています。

又、【岐阜県会計規則第二百三条】に基づく出納長への事故報告は、岐阜県会計規則取扱要領の第203条関係に詳細が記載されております。内容は教育委員会への報告と同一のもので、第1報を入れられるとき、所管課を確認するとともに、会計規則取扱要領に基づいた詳細な報告(職員の賠償責任関係も含む。)を出納長に行う必要があります。